

鹿屋市告示第 155 号

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第281号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「をいう。」を「をいい、これらの家屋の同一敷地内にあり、これらに附属する車庫等の建物及びカーポート等の設備を含む。」に改める。

第2条中第3号を第4号とし、第4号を第5号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 太陽光発電設備価格 太陽光発電設備の見積額から第5条に規定する補助対象経費以外の経費を除いた額（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）をいう。

第4条第1項第1号ケ中「（資源エネルギー庁）」の次に「及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）」を加える。

第6条第1号中に次のただし書を加える。

ただし、太陽光発電設備価格がこの額に満たない場合は、太陽光発電設備価格を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第11条第1項第7号中「接続契約書の写し」の次に「（蓄電池設備を設置する場合に限る。）」を加える。

別表第1（第4条関係）を次のように改める。

【家庭用蓄電池（20kWh以下）：1～6の全てを満たすこと。】

1 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

備考1 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

2 システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(1) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）

(2) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(3) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は、製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は、W、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は、W、kW、MWのいずれかとする。

(4) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(5) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へ御連絡ください。」

(6) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 ※ の規格も可とする。

※ JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

6 保証期間

(1) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

備考 1 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

2 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

3 メーカー保証期間内の補償費用は、無償であることを条件とする。

4 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

5 JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

別記第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金の交付を受けたいので、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

申請者	氏名			電話番号	
	住所				
補助対象設備の設置場所		☐ 上記住所に同じ	鹿屋市		
住宅の区分		☐ 既存住宅（太陽光未設置の建売住宅を含む） ☐ 新築住宅			
事業実施予定	事業着工予定日	令和 年 月 日	事業完了予定日	令和 年 月 日	
太陽光発電設備	最大出力 ※太陽電池モジュール公称最大出力合計値又はパワーコンディショナー定格出力合計値のいずれか低い方を記入（小数点以下切り捨て）		(A) k W		
	補助対象経費（税抜き）		(B) 円		
	補助金の額【(A)×70,000 円】 ※(B)が【(A)×70,000 円】の額に満たない場合は、【(B)の1,000未満の端数を切り捨てた額】		(C) 円		
蓄電池設備	蓄電容量 ※定格容量の数値を記入（小数点第2位以下切り捨て）		(D) k W h		
	補助対象経費 （税抜き）	工事費	(E) 円		
		設備費	(F) 円		
		合計	(G) 円		
	1kWh あたりの	(G) ÷ (D) ※小数点以下切り捨て	(H) 円 □155,000 円以下であることを確認しまし		

	蓄電池設備価格		た。	
	補助金の額【(G) ÷ 3】 〔蓄電池容量(D)が 10kWh を超える場合 【(H) × 10 ÷ 3】〕		円 (I) ※1,000 円未満の端数切り捨て	
	蓄電池設備の仕様（要綱別表第 1）の確認		☐ 適合することを確認しました。	
補助金交付申請額【(C) + (I)】			円	
施工事業者	名 称		代表者名	
			電話番号	
	所在地		担当者名	

別記第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式（第13条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の補助金交付確定通知書に基づく鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店名	支店 支所 出張所					
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

注 申請者名義の口座に限る。

口座情報を照合できる通帳の写し等を添付すること。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。